

協会けんぽ福島支部 からのお知らせです

～職場内で掲示・回覧願います～

保険料率が下がる?インセンティブ(報奨金)制度をご存知ですか?

協会けんぽでは、平成30年度の取り組みから健康保険料率の決定の際に、新たに「インセンティブ制度」を導入しました。簡単に言うと、「協会けんぽに加入されている皆さまの取り組みによって健康保険料率が上がったり、下がったりする制度です」。

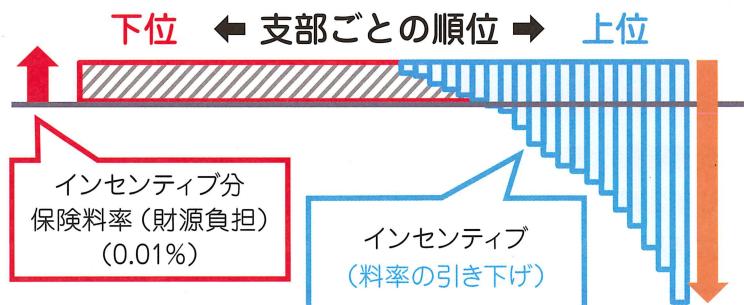
5つの評価指標によって47都道府県支部を順位付けし、そのうち上位23支部の健康保険料率が引き下げられます。加入者および事業主の皆さまのご協力のもと、健康保険料率が引き下げるよう、取り組んでいきたいと思います。

インセンティブ(報奨金)制度で評価される「皆さまの取り組み」

【インセンティブ制度 5つの評価指標】

- | | | |
|---------------|-------------|----------------|
| ①特定健診等の受診率 | ②特定保健指導の実施率 | ③特定保健指導対象者の減少率 |
| ④要治療者の医療機関受診率 | ⑤後発医薬品の使用割合 | |

【インセンティブ制度のイメージ】



- ★全支部の健康保険料率を一律0.01%引き上げ、約87億円を捻出します。
- ※この0.01%は3年間で段階的に導入します。
平成32年度0.004%引き上げ 約35億円捻出
平成33年度0.007%引き上げ 約61億円捻出
平成34年度0.01%引き上げ 約87億円捻出
- ★上位23支部に、約87億円を分配します。
- ★順位が高いほど、分配される割合が高くなり、健康保険料が大きく引き下げられます。

※健康保険料率の引き上げと分配(引き下げ)はどちらも平成32年度から実施します。2年度前の取り組みによって順位付けを行うため、平成30年度の取り組みの結果が平成32年度の健康保険料率に反映されます。

～保険料率の上昇を抑えるために～ 福島支部から加入者の皆さまに取り組んでいただきたいこと

インセンティブ制度の評価指標	加入者及び事業主の皆さまに取り組んでいただきたいこと
① 特定健診等の受診率	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽの生活習慣病予防健診(被保険者の方)、特定健診(被扶養者の方)を受診してください。 ・労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業所様は、協会けんぽ加入者の方(40歳以上)の健診結果を協会けんぽにご提供ください。
② 特定保健指導 ^(※1) の実施率 <small>※1 健診結果で生活改善が必要とされた方へ協会けんぽの保健師・管理栄養士等が行う健康サポートです。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果で生活改善が必要と判定された方^(※2)は、特定保健指導をご利用ください。 ※2 腹囲：男性85cm以上、女性90cm以上など、詳細はホームページをご覧ください。
③ 特定保健指導対象者の減少率	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導の対象とならないよう、肥満予防や禁煙を心がけてください。 ・特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診してください。
④ 要治療者の医療機関受診率 ^(※3) <small>※3 協会けんぽからの受診勧奨を受けてから3か月以内の医療機関受診率</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診の結果、血圧又は血糖値の項目で「要治療(再検査含む)」の判定を受けた方は、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付しますので、必ず医療機関へ受診してください。
⑤ 後発医薬品の使用割合	<ul style="list-style-type: none"> ・お薬を受け取る際は積極的に後発医薬品(ジェネリック医薬品)をご選択ください。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 福島支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ福島

検索

〒960-8546

福島県福島市栄町6-6 NBFユニックスビル8階

TEL.024-523-3916 (企画総務グループ)

繁忙期の健康保険証の発行について

新たに協会けんぽに加入された場合、事業所さまが資格取得届などを日本年金機構に届け出されたのち、日本年金機構が登録したデータを基に協会けんぽが健康保険証を発行しています。

4月～5月の繁忙期は、通常よりも健康保険証の発行に時間がかかる場合がありますのでご了承願います。

保険証が届く前に医療機関を受診し、医療費を自費で支払った場合は？

「療養費（立替払）」の申請をしていただくことで、医療費の7割～9割の払い戻しをいたします*。

- 療養費支給申請書（立替払等）
- 医療機関（病院・薬局等）へ支払った領収書の原本
- 診療報酬明細書・調剤報酬明細書の原本（診療報酬明細書については傷病名の記載があるもの）

以上3点を協会けんぽへご提出ください。

* 予防接種・差額ベッド代などは対象となりません。

就職などにより扶養の要件を満たさなくなった場合は、今お使いの健康保険証は使用できなくなります。
健康保険証の早期回収にご協力願います。

平成31年3月に一部負担金免除措置が改正されました

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象となっている地域で被災された方の健康保険一部負担金免除措置^(※1)の有効期限は、平成31年2月28日までとなっていましたが、平成31年3月以降の免除措置を以下の対象区分に応じて取り扱うことになりました。

対象区域	有効期限
平成30年度までに帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域が解除されない区域の方	
次の区域等の方であって、上位所得層 ^(※2) に該当しない方 <ul style="list-style-type: none">・旧緊急時避難準備区域の方・特定避難勧奨地点の指定を受けていた方・平成29年度までに居住制限区域、避難指示解除準備区域の指定が解除された区域の方	平成32年2月29日 (※3)
次の区域等の方であって、上位所得層 ^(※2) に該当する方 <ul style="list-style-type: none">・旧緊急時避難準備区域の方・特定避難勧奨地点の指定を受けていた方・平成29年度までに居住制限区域、避難指示解除準備区域の指定が解除された区域の方	平成31年2月28日までに 免除終了 (※4)

※1 一部負担金とは、健康保険の適用が認められる診療（医科、歯科、調剤）を受けたときに、年齢や収入などに応じた負担割合（3割負担など）により支払う金額のことです。

※2 上位所得層とは、事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額が53万円以上の被保険者をいいます。

※3 「平成」と明記しておりますが、改元後も有効です。（新元号2年2月29日まで有効となります。）

※4 上位所得層から一般所得層（標準報酬月額が50万円以下）に所得区分の改定が行われた場合は、あらためて免除申請をしていただくことで、所得区分の改定された月より免除措置の対象となり、一部負担金等が免除されます。